

兵庫ひきこもり相談支援センター連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 社会生活を円滑に営む上で困難を有するひきこもりの長期化等への支援の充実に資するため、兵庫ひきこもり相談支援センター連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他のひきこもり支援に関連する分野の関係機関等（以下「関係機関等」という。）が連携することにより、総合的なひきこもりの取り組みを進める。

(所掌事務)

第2条 連絡協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有するひきこもり者への支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有するひきこもり者に対する関係機関等の連携による支援に関すること
- (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有するひきこもり者への支援に関する調査・研究、研修、広報・啓発に関すること
- (4) その他連絡協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 連絡協議会は、別表に掲げる関係機関等によって組織する。

(座長)

第4条 連絡協議会に座長をおく。

- 2 座長は、関係機関等の代表者の中から互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する関係機関等の代表者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡協議会に代表者会議、実務者会議をおく。

- 2 代表者会議は、関係機関等の代表者により構成し、連絡協議会の基本的な運営方針について協議する。
- 3 実務者会議は、関係機関等の担当者から構成し、連絡協議会の目的を達成するために必要な具体的な事項について協議する。

(会議の開催)

第6条 代表者会議及び実務者会議は、座長が招集する。

- 2 連絡協議会は、必要があると認めるときは、関係機関等以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。この場合において、連絡協議会は、個人情報保護に配慮しなければならない。

(秘密保持義務)

第7条 連絡協議会の事務に従事する者又は連絡協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、連絡協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 連絡協議会の庶務は、兵庫県企画県民部女性青少年局青少年課において行う。

2 事務局の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 連絡協議会の運営に関する事
- (2) 関係機関等の連絡調整に関する事
- (3) その他連絡協議会の事務に関する事

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる代表者会議は、第8条の規定に関わらず企画県民部女性青少年局青少年課長が招集する。

別表（第3条関係）

【関係機関等】

分野	機関名
教育	県立但馬やまびこの郷
	心の教育総合センター
	県立神出学園
	県立山の学校
	県立学校長協会
	県中学校長会
	県小学校長会
福祉	県中央こども家庭センター
	神戸市こども家庭センター
	県立こどもの館
	県立清水が丘学園
	県立明石学園
	兵庫県民生委員児童委員連合会 (社福) あかりの家 (ひょうご発達障害者支援センター・クローバー)
	兵庫県下福祉関係事務所長連絡協議会
保健医療	県立こども病院
	精神保健福祉センター
	県立ひょうごこころの医療センター
	県保健所長会
矯正・更生保護	兵庫県警察本部生活安全部少年課
	神戸保護観察所
	神戸少年鑑別所
	兵庫県青少年補導センター連絡協議会
雇用	兵庫労働局
	兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課 (ニート就労支援ネットワーク会議事務局)
相談	兵庫県民総合相談センター
研究	兵庫県こころのケアセンター
	県立男女共同参画センター
NPO	(社福) 兵庫県社会福祉協議会 ひょうごボランティアプラザ
支援団体	ほっとねっと兵庫
調整機関	公益財団法人兵庫県青少年本部 (県立神出学園)